

『循環とくしま・持続社会』の実装

令和4年度 ワンウェイプラスチック代替製品 利用促進補助金

深刻な海洋汚染を招く「プラスチックごみ問題」は世界的な課題となっており、その解決へ向けては、事業者や消費者などのあらゆる主体がそれぞれの立場で出来ることから取り組むことが重要であるため、事業者等が行う「ワンウェイ(使い捨て)プラスチック代替製品」の利用促進への取組みを支援します。

対象事業

- (1)ワンウェイプラスチック代替製品の導入に関する事業
- (2)ワンウェイプラスチック代替製品の利用促進に関する事業

補助率

1/2以内(1団体あたり上限1,000千円)

補助対象者

県内に本店、支店、営業所、店舗、事務所等を置く複数の事業者(個人事業者を含む。)で組織する補助対象事業を実施することができる団体、その他知事が適当と認める者。

募集期間

令和4年10月7日(金)～ 同 12月7日(水) (※12月7日 17時まで必着)

応募方法



裏面「募集要項」記載の補助金交付申請書(様式第1号)その他提出書類を、持参又は郵送で下記へ提出してください。

提出書類(指定様式)は、県のホームページ「とくしまの環境」からダウンロードできます。

【とくしまの環境 <https://www.pref.tokushima.jp/kankyo/>】

徳島県 危機管理環境部 グリーン社会推進課 企画担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2253 ファクシミリ 088-621-2845

電子メール greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp

令和4年度 徳島県ワンウェイプラスチック代替製品利用促進補助金 募集要項

1 目的

深刻な海洋汚染を招く「プラスチックごみ問題」は、世界的な課題となっており、この「プラスチックごみ問題」の解決へ向けては、事業者や消費者などのあらゆる主体が、それぞれの立場で出来ることから取り組むことが重要です。

そこで、事業者等が行う「ワンウェイ(使い捨て)プラスチック代替製品」の利用促進への取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で助成を行います。

2 対象事業

対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業です。

(1)ワンウェイプラスチック代替製品の導入に関する事業

(2)ワンウェイプラスチック代替製品の利用促進に関する事業

(例:使い捨て歯ブラシ、持ち帰り容器などをプラスチック製に替えて植物由来素材を配合したものを導入する等)

3 補助対象者

県内に本店、支店、営業所、店舗、事務所等を置く複数の事業者(個人事業者を含む。)で組織する補助対象事業を実施することができる団体、その他知事が適当と認める者が対象です。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助基準額は別表のとおりとし、補助金の額は、別表第2欄に定める補助対象経費に、別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額(別表第4欄に定める補助基準額を上限とする。)とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 申請方法等

(1)公募期間

令和4年10月7日(金)から令和4年12月7日(水)まで

(※必要書類を持参又は郵送により令和4年12月7日(水)17時までに提出すること(必着))

(2)提出書類

ア 補助金交付申請書(様式第1号)

イ 事業実施計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ その他参考となる書類(団体の規約、会則、定款その他これに類するもの等)

(3)申請部数 各1部

(4)申請先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 危機管理環境部 グリーン社会推進課 企画担当

6 交付の決定

補助金交付申請書の提出があった場合において、先着順に内容を審査の上、適切であると認めたときは、補助事業者を決定します。

結果については、後日、申請者あてに通知します。

予算の範囲内で補助金を交付しますので、補助金希望額に沿えない場合があります。

7 その他

申請にあたっては、「徳島県ワンウェイプラスチック代替製品利用促進補助金交付要綱」及び「徳島県補助金交付規則」を必ずご確認ください。

国、県又は市町村からの助成その他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

一度当該補助金を受けて事業を行った団体は次回以降助成対象となりません。

交付決定後の事業において発生した経費が補助対象となりますので、ご注意ください。

8 問い合わせ先

グリーン社会推進課企画担当 電話 088-621-2253 ファクシミリ 088-621-2845

別表

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助基準額
ワンウェイプラスチック代替製品の導入に関する事業	ワンウェイプラスチック代替製品購入費用及び告知等にかかる費用(※1)	1/2以内	1団体当たり上限 1,000千円
ワンウェイプラスチック代替製品の利用促進に関する事業	ワンウェイプラスチック代替製品の利用促進に係る取組に関する費用(※2)		

※1：ワンウェイプラスチック代替製品購入経費、告知用チラシ、カタログ等作成費、ホームページ作成等代替製品購入からその告知等に直接必要となる経費であって、他の目的にかかる費用と明確に区分できるものをいう。

※2：ワンウェイプラスチック代替製品利用促進啓発イベント代（会場料、チラシ、啓発物、郵送料、ホームページ作成費用等（直営・委託両方可））など利用促進に直接必要となる経費であって、他の目的にかかる費用と明確に区分できるものをいう。

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代表者職・氏名

年度徳島県ワンウェイプラスチック代替製品利用促進補助金
交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1)事業実施計画書（様式第 2 号）
- (2)収支予算書（様式第 3 号）
- (3)その他交付申請に当たって必要と認められる書類

3 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

事業実施計画書

団 体 名	
事 業 名	
事業の種類 (当てはまる数字に○印を記入してください。)	1 ワンウェイプラスチック代替製品の導入に関する事業 2 ワンウェイプラスチック代替製品の利用促進に関する事業
1 事業実施に当たっての目的	
2 事業概要（本事業で取り扱う製品の概要も記載すること）	
3 情報発信の方法	

4 事業の実施体制

5 事業の実施スケジュール

6 事業の効果等

7 来年度以降の活動予定

4には、当該事業に関わる団体の構成員についても記載すること。(別紙可)

